

鴨川市都市計画マスタープラン(素案)に対する意見等への対応について

資料 1

No	該当頁 (前回資料頁)	章	節	項	意見等 (頁番号については素案のもの)	意見等を提出する理由(及び修正案) (頁番号については素案のもの)	対応(案) (頁番号については原案のもの)
1	全体				・総合計画との整合を図る。「安全・安心」について、総合計画では「安心・安全」としている。		・都市計画分野では「安全だから安心である」という考えのもと、国土交通省等でも「安全・安心」が一般的な用語となっていることから、本計画では「安全・安心」とします。
2	全体				・地域拠点が鉄道駅周辺に指定されているが、鴨川駅以外は拠点性がない。これからの時代に駅を拠点とした考え方でよいのか。		・地域拠点は鉄道駅を拠点とするものではなく、あくまで各地域の中心的な市街地を位置付けたものです。地域別構想の中で、地域拠点とともに、地域の観光等の拠点となる交流拠点を新たに位置づけております。また、鴨川版コンパクトシティを実現していく上では、公共交通の核となる鉄道駅はこれからも大きな役割を果たすものだとして認識しています。
3	全体				・本計画のように全市的な都市計画の方針を示す計画とともに、もっと小さい地域でのコミュニティ計画的なものを合わせて策定し、地域の体力を上げていくことも必要ではないか。		・ご意見を踏まえ、実現化方策の市民の役割の中で、地域住民が主体となった地域づくり計画等の策定についても位置づけます。
4	6 (6)	2	1	(2)	・平成22年における年齢別人口構成について、グラフから読み取ることができない。		・ご意見を踏まえ、年齢別人口のグラフを追加します。
5	21 (19)	3	2		・「持続可能な都市」について、何が持続可能であるか分かりづらい。		
6	21 (19)	3	2		・「地域が輝く」は地域・拠点の個性(生活文化)とそれらが創出する市の全体性が重層的に輝く」という意味と捉え、第5章の地域別構想の「将来像」における「地域の个性的発展」と連動させた対応がわかるニュアンスで表現を工夫したらどうか。	・《都市計画の将来像》は、「地域が輝く拠点連携型の持続可能な都市・鴨川～鴨川版コンパクトシティの創出～」となっている。修正案として「地域の個性が輝く拠点連携型の環境文化都市・鴨川」を提案する。	・ご意見を踏まえ、将来都市像を「地域が輝く拠点連携型の環境共生都市・鴨川」に修正し、将来都市像下に記載している補足文も修正します。
7	21 (19)	3	2		・《都市計画の将来像》文言の「持続可能な都市・鴨川～鴨川版コンパクトシティの創出～」の「持続可能」の文言は不要である。	・「持続可能性」については、理念2で「持続可能」を謳っているし今日の都市づくりでは前提。むしろ「持続可能性」という言葉を人口減少等からの衰退防止だけでなく環境共生面での持続可能性を加味して共生文化を持つ「環境文化都市」とするのも一案ではないか。	
8	22 (20)	3	2		・コンパクトシティ化するために何をしていくのかが分かりにくい。		・ご意見を踏まえ、コンパクトシティに係る説明箇所を全体的に修正します。
9	22 (20)	3	2		・《鴨川版コンパクトシティの考え方》の文面からするとコンパクトシティの概念が空間的にも一極集約型都市構造を前提とする感じを受ける。しかし、その概念の空間的展開は全域一極集約型都市構造への再編だけではなく既存の都市構造に対応した複数の類型がある。そのニュアンスを出して鴨川版の「拠点連携型」に展開する方が理解しやすい。	・《鴨川版コンパクトシティの考え方》の文面4行目の後ろに、例えば「空間的には、一律に一極集約型構造への再編ではなく、都市コアと周辺の生活拠点の高度ネットワークによるコンパクト化なども考えられる。」。	・ご意見を踏まえ、4行目以降に下記の補足分を追加します。 『一律に拠点市街地への一極集約型の都市構造への再編を促すものではなく、拠点市街地と周辺の生活拠点の高度ネットワークによるコンパクト化なども考えられます。』
10	23 (20)	3	2		・拠点連携型概念図に高度ネットワーク化の表現を入れる。	・概念図上にネットワーク化概念を加筆し拠点連携型によるコンパクト化をわかるように表現する。拠点だけの分布図風では分かりにくい。	・ご意見を踏まえ、概念図を修正します。
11	24 (21)	3	3		・「将来人口・世帯フレーム」について推計値ではなく目標人口となる。		・ご意見の通り修正します。

No	該当頁 (前回資料頁)	章	節	項	意見等 (頁番号については素案のもの)	意見等を提出する理由(及び修正案) (頁番号については素案のもの)	対応(案) (頁番号については原案のもの)
12	24 (21)	3	3		・「3将来人口・世帯フレームの10、11行目に設定理由が『「第2次鴨川市総合計画」及び「鴨川市人口ビジョン」に基づいて』と書いてある。しかし「何故この人口規模を目標とするのか」「どのように生活を支えているのか(産業構造等)」などの概要がわかる記述が欲しい。	・都市マスタープランにおいて鴨川市の都市づくりの将来を象徴的に表すのは人口設定である。「総合計画・地方創生の人口ビジョンによる」ではなくその考え方を簡単に記述する方が都市づくりの考え方がわかりやすい。例えば37年(総合計画の目標年次)、47年(都市マスの目標年次)について総合計画・地方創生戦略の骨子を簡明に入れてはどうか。	・ご意見を踏まえ、5行目以降を下記のように修正します。 『本計画の上位計画となる「鴨川市総合計画」、「鴨川市人口ビジョン」及び「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、健康福祉産業の拡大や農林水産業の6次産業化、鴨川版CCRC構想の推進、鴨川版DMOの形成、子育てのトータルサポートや市独自の教育の充実による“人財”の育成などを重点施策に位置づけ、これらのまちづくり施策を一体的に展開していくことにより、市内での人口や雇用を確保し、将来にわたって持続的発展が可能な地域社会の形成を目指しています。 本計画においては、これらの上位計画で設定された将来フレームの実現に向けて、子どもから高齢者まで誰にとっても住みやすい、また安心して住み続けられる魅力ある都市環境づくりを推進し、若年層の流出抑制と他都市からの定住促進など、引き続き人口減少に歯止めをかける関連施策に取り組んでいくことで、人口減少を抑制し、将来にわたって持続可能な都市としてあり続けるために必要な人口を確保していくことを目指します。』
13	30 (27)	4	1	(2)	・修復型まちづくりの促進の記述のとおり「狭隘な道路は安全・安心からのまちづくり」が必要である。ただ、迷路のような高密度漁業集落の特性は文化的魅力でもあるので、これに配慮した道路等修復の方針を付記する。	・例えば、1行目を、「区域については、漁業集落の高密度な集落・景観等の文化性に配慮し、セットバック……」とするなど、その文化的魅力を意識しているとする表現を加える。	・ご意見を踏まえ、下記のように修正します。 『狭あい道路により、建物更新や新築が困難な漁業集落等については、高密度な集落形態によって形成されてきた文化性にも配慮し、……』
14	30 (27)	4	1	(2)	・東条地区の旧国道沿いを商業地域として見直す必要性はないのか。		・都市構造として、現在商業地域・近隣商業地域に指定されている鴨川駅周辺を中心市街地において商業・業務施設の集積を図り、拠点性と利便性を高めるとともに地域の活性化を図っていくこととしています。また、旧国道沿道での用途地域の見直しについては、県が定める用途地域の設定基準等と照らし合わせた場合、現在の状況では指定要件に該当しない可能性が高いため、本計画では、具体的な方針として位置づけけないこととします。
15	32 (29)	4	1	(2)	・耕作放棄地や山間部の治水などがどうなっていくのか、田園共生ゾーンが果たして守られていくのかどうか、その方向性が見えにくい。		・自然的土地利用については、都市計画法以外の関連法を遵守しながら、原則として保全・管理を図る方向性を計画全体で位置づけています。具体的にはその地域に住まわれる方々が維持管理をしていくことが重要となることから、実現化方策の市民の役割の中で、その考え方についても記載しています。
16	33 (30)	4	1	(2)	・⑧海浜ゾーンの3項目「フィッシャリーナから市民会館、市営プールを中心として…再整備・利活用計画を策定」との記載があります。市営プールを削除することが可能かどうかご検討願います。	・市営プールは、施設の老朽化・塩害等により、配管等が腐食し、現在利用できない状態にあり、今年度から利用を休止しています。当該施設を改修する場合は、多額の財源を要するため、存続は困難と思われ、数年後(未定)廃止(取壊し)した場合に、計画に当該施設名称が残ってしまう可能性があります。この点について、懸念されますので、アドバイスをお願いします。	・下記のように修正します。 『ブランドの確立に向け、フィッシャリーナから待崎川河口周辺に至るまでを中心として、……』

No	該当頁 (前回資料頁)	章	節	項	意見等 (頁番号については素案のもの)	意見等を提出する理由(及び修正案) (頁番号については素案のもの)	対応(案) (頁番号については原案のもの)
17	37 (34)	4	2	(1)	・公共交通の拡充と利用促進に関する文章の変更。	・全文変更〔1〕 本市が目指す「鴨川版コンパクトシティ」の実現のためには、道路網の整備・改良とともに、鉄道や路線バス等の公共交通が大きな役割を担うことから、「鴨川市地域公共交通網形成計画」に基づき、持続可能な公共交通網を形成していくための取組みを進めます。	・ご意見の通り修正します。
18	37 (34)	4	2	(1)	・公共交通の拡充と利用促進に関する文章の変更。	・全文変更〔2〕 沿線自治体や関係団体等と連携を図り、民間事業者に対して各運行路線の利便性の向上を働きかけるとともに、コミュニティバスをはじめとする市営サービスのより効果的な運用について継続的に研究を進め、市内公共交通網の更なる拡充を図ります。	・ご意見を踏まえ、下記のように修正します。 『民間事業者が運行する鉄道や路線バス等については、沿線自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業者に対して各運行路線の利便性向上を働きかけます。また、コミュニティバスをはじめとする市営サービスについても、より効果的な運用に向けた継続的な研究を進め、市内公共交通網の更なる拡充を図ります。』
19	37 (34)	4	2	(1)	・公共交通の拡充と利用促進に関する文章の変更。	・全文変更〔3〕 公共交通のサービス水準を下支えするため、関係団体等と連携し利用促進の取組みを進めるとともに、鉄道・高速バスといった幹線交通の乗換拠点における環境整備について検討を進めるなど、自家用車と公共交通が賢く使い分けられる環境の導出に努めます。	・ご意見を踏まえ、下記のように修正します。 『公共交通のサービス水準を確保していくため、関係団体等と連携しながら、公共交通網の利用促進に向けた取組みを進めるとともに、鉄道・高速バスといった幹線交通の乗換拠点における環境整備についても検討を進め、市民や来訪者が、目的に応じて自家用車と公共交通を使い分けられる交通環境の形成に努めます。』
20	37 (34)	4	2	(1)	・市内の各地域・拠点間へのアクセス性の向上による移動時間の短縮化に向けて、新たな公共交通システムの導入検討を進めます。 という一文は削除する。		・ご意見の通り修正します。
21	48 (44)	4	3		・海岸の機能拡充に関して、「護岸の整備促進」と「引き続き、高潮・津波対策」は同様の意味ではないか。		・ご意見を踏まえ、下記のように追記・修正します。 『海岸部については、県の関連計画に即して、安全・安心な環境整備に向けた護岸の整備促進を図り、高潮・津波対策に努めます。』 「海岸部のほとんどが自然公園地域の「南房総国定公園」に指定されていることから、引き続き、適正な保全を図るとともに、周辺の自然環境、海岸景観に配慮しながら、漁業及び観光の場としての機能拡充に努めます。』

No	該当頁 (前回資料頁)	章	節	項	意見等 (頁番号については素案のもの)	意見等を提出する理由(及び修正案) (頁番号については素案のもの)	対応(案) (頁番号については原案のもの)
22	59 (55)	5	2	(5)	・中心市街地の活性化に向けた魅力づくりに関する文章の修正。	・中心市街地に近接するフィッシャリーナから待崎川河口周辺に至るまでを中心として、…	
23	59 (55)	5	2	(5)	・中心市街地の活性化に向けた魅力づくりの2項目「フィッシャリーナから市民会館、市営プールを中心として…再整備・利活用計画に基づいた」との記載があります。市営プールを削除することが可能かどうかご検討願います。	・市営プールは、施設の老朽化・塩害等により、配管等が腐食し、現在利用できない状態にあり、今年度から利用を休止しています。当該施設を改修する場合は、多額の財源を要するため、存続は困難と思われ、数年後(未定)廃止(取壊し)した場合に、計画に当該施設名称が残ってしまう可能性があります。この点について、懸念されますので、アドバイスを願います。	・下記のように修正します。 『ブランドの確立に向け、フィッシャリーナから待崎川河口周辺に至るまでを中心として、…』
24	64 (59)	5	3	(3)	・土地利用に関して、「清澄や四方木では古くからの集落が形成されていますが、過疎化が進行しています。」という一文は、土地利用として必要な文言か。		・過疎化により、将来的な集落・コミュニティの維持が課題となることから、土地利用上の特性として記載しています。
25	68 (63)	5	3	(5)	・天津小湊地域の都市計画区域の縮小について、本計画ではどこまで具体的に位置づけるのか。		・都市計画区域は県が定めるものではありませんが、市としての都市計画区域の考え方を明確に示していきたいという考えもあるため、本計画においても実現化方策の中で具体的な再編イメージを示すこととしています。
26	69 (64)	5	3	(5)	・利便性向上に向けた都市環境整備の推進に関する文章の一部削除。	・そのため、鉄道や高速バスなどとの円滑な乗り継ぎに向けた事業者との調整、駅前公園の適切な管理、パーク・アンド・ライド促進に向けた環境整備の検討などを進めながら…	・ご意見の通り修正します。
27	84 (79)	5	5	(5)	・農業資源を活かした交流拠点の整備・活用に関して、『「鋸南保田インターチェンジ」とのアクセス性の向上』と『国道410号及び』は関連しているのか。		・ご意見を踏まえ、下記のように修正します。 『本市に近接する「鋸南保田インターチェンジ」や「君津インターチェンジ」などとのアクセス性の向上に向けて、広域幹線道路となる国道410号及び主要幹線道路となる…』
28	85 (80)	5	5	(5)	・生活拠点施設とのネットワークの確保に関する文章の修正。	・地域住民の生活利便性の確保に向けて、既存公共交通網の維持・確保を図りながら、…	・ご意見の通り修正します。

No	該当頁 (前回資料頁)	章	節	項	意見等 (頁番号については素案のもの)	意見等を提出する理由(及び修正案) (頁番号については素案のもの)	対応(案) (頁番号については原案のもの)
29	地域別 将来像				・第5章の地域別構想の「将来像」について、市総合計画の「将来像」、都市マスタープランの「将来都市像」及び地域別構想における「将来像」の骨格構成における記述内容の階層性を意識し、特に地域別構想における「将来像」の再整理をすべきであろう。	・地域別の「将来像」の記述では、地域・拠点の個性・比較優位性を輝かせて連携型で鴨川市を構成する「拠点連携型」の主旨を受けているが地域の「将来像」の記述スタンス等が十分ではない。第5回の市民まちづくり会議での検討結果活かす基本姿勢はよいが地域・拠点個性や役割を輝かせて連携の内実を高める方向での「将来像」としてもう少し明確な地域らしさの創出、役割等を明示した再整理が必要である。端的に、各地域の将来像には、地域というより全市レベルで言えるもの、一部の他地域とも大差ないものなどがかなり含まれている感じを受ける。もう少し地域の固有性・特性ある拠点化を含む表現とすべきであろう。以下、気になる点を敷衍する。直感的に眺めてみたが、地域・拠点の「将来像(目標像)」が曖昧である。市民ワークショップの作業を活かすことは大切だがその「本質」を汲み取ることが大切である。目的とする地域の将来像としてはもうひと絞りが必要である。	・ご意見を踏まえ、まちづくり市民会議でいただいた案を活かしながら、各地域の個性・特色が表れるように、それぞれの地域の将来像を変更します。
30	59 (55)	5	2	(5)	・将来像について再整理をすべきである。	・鴨川地域では「調和のとれた自然を活かした賑わいのある癒しとゆとりのまち鴨川」である。「癒やし」は強引に解釈すれば健康保養地コア(背後に医療機関等)の表現、「賑わい」は市の中心市街地イメージで分かる。しかし、その他は全市的な将来像でもおかしくない。	・ご意見を踏まえ、下記のように修正します。 『都市機能が集まる中心拠点 賑わいと癒しが調和したまち 鴨川』
31	68 (63)	5	3	(5)		・天津小湊地域では「元気な住民による産業の活性化 自然と歴史物語のあるまち天津小湊」だが、元気な住民による産業の活性化はこの地域のみ将来像か。自然も然り。「歴史物語」は日蓮上人の生誕地や関連する事績等を意味するのだろうかからわかる。しかし、歴史といえば、突出したモノは少なくともその他の地区にだって固有の歴史性は発掘・再発見できる。今それを見直して地域個性を析出させることがまちづくりとして求められている。「振り返れば未来」の含意を地域レベルで再考すべきであろう。「歴史即突出したもの」といったこれまでの価値観からだけの評価では問題である。	・ご意見を踏まえ、下記のように修正します。 『歴史物語が息づく観光拠点 産業と暮らしが共生するまち 天津小湊』
32	76 (71)	5	4	(5)		・江見地域では「海・山の魅力を活かした定住と交流 住みたくなるあったかいまち江見」。これも市の南部沿岸域で市内でも特に「避寒性」があることをイメージすればまあわかる。しかし鴨川市の沿岸部は概して温暖である。「あったかいまち」というと「人間があったかい」とも解釈できる。それは加えて海山についても全市的にいえることで江見のイメージ表現としては気になる。	・ご意見を踏まえ、下記のように修正します。 『文化が香る交流拠点 住みたくなるあったかいまち 江見』
33	84 (79)	5	5	(5)		・長狭地域では「伝統と豊かな食と自然が生きる 人情あふれる安全・安心なまち長狭」。「豊かな食」は長狭米などの農産物だろうが、伝統・人情があふれる・自然が豊かなことも全市的なものともいえる。	・ご意見を踏まえ、下記のように修正します。 『伝統文化が生きる里山 豊かな農と食による憩いのまち 長狭』

※いただいたご意見への対応のほか、計画書の文言や言い回しについては、適宜調整を行っております。